

鳥栖市地域防災計画の修正に係る新旧対照表

項	現行	修正後	備考
41	第3編 災害予防・減災計画 第1章 災害に強いひとづくり・まちづくり 第1節 災害に強いひとづくり 第1 ～ 第2 （略） 第3 企業防災の推進 1 （略） 2 要配慮者利用施設の防災体制 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。 また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市に報告するものとする。 <u>市は、要配慮者利用施設の洪水時の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的な確認に努める。</u> 第4 ～ 第9 （略） 第2節 災害に強いまちづくり 第1 （略） 第2 災害危険個所の対策 1 災害危険箇所等の周知 市は、市民へ<u>土砂災害危険箇所</u>及び災害発生の前兆現象の周知を図り、また、連絡先や避難場所等についても周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。 また、他の災害危険箇所についても同様とする。 資料編 <u>土砂災害危険箇所</u>、河川等水防箇所 2 ～ 6（略）	第3編 災害予防・減災計画 第1章 災害に強いひとづくり・まちづくり 第1節 災害に強いひとづくり 第1 ～ 第2 （略） 第3 企業防災の推進 1 （略） 2 要配慮者利用施設の防災体制 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。 また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市に報告するものとする。 <u>市は、要配慮者利用施設の洪水時等における避難確保に関する計画の策定を支援するとともに、計画に基づく避難訓練の実施状況を定期的に確認し、避難警戒体制が充実されるよう支援する。</u> 第4 ～ 第9 （略） 第2節 災害に強いまちづくり 第1 （略） 第2 災害危険個所の対策 1 災害危険箇所等の周知 市は、市民へ<u>土砂災害警戒区域等</u>及び災害発生の前兆現象の周知を図り、また、連絡先や避難場所等についても周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。 また、他の災害危険箇所についても同様とする。 資料編 <u>土砂災害警戒区域等</u>、河川等水防箇所 2 ～ 6（略）	文言の修正 文言の修正 文言の修正
44	第3 公共施設、交通施設等の整備 1 公共施設等 市は、災害応急対策を実施するうえで拠点となる防災上重要な施設について、災害に対する安全性の確保に努める。 また、避難所となる公共施設の機能向上を図るよう努める。	第3 公共施設、交通施設等の整備 1 公共施設等 市は、災害応急対策を実施するうえで拠点となる防災上重要な施設について、災害に対する安全性の確保に努める。 また、避難所となる公共施設の機能向上を図るよう努める。	
45			

項	現行	修正後	備考
48		<u>さらに、国、県、県警察、市、消防機関は、昭和５６年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館の施設、病院等施設）について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。</u>	県地域防災計画を踏まえた修正
	（略）	（略）	
	（１） ～ （６） （略）	（１） ～ （６） （略）	
	２ ～ ７ （略）	２ ～ ７ （略）	
	第４ （略）	第４ （略）	
	第５ 建築物等の安全性の強化	第５ 建築物等の安全性の強化	県地域防災計画を踏まえた修正
	１ （略）	１ （略）	
	２ 落下物防止対策 建築物の所有者は、強風・地震による窓ガラス、看板等の落下物防止対策に努める。	２ 落下物防止、 ブロック塀 等対策 建築物の所有者は、強風・地震による窓ガラス、看板等の落下物防止対策に努める。 <u>市は、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるブロック塀については、転倒を防止するため、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓発を行う。</u>	
	３ （略）	３ （略）	